

大規模集客施設の立地に関する
ガイドライン

～コンパクトなまちづくりをめざして～

平成18年7月
(平成22年4月一部改訂)
(平成23年6月一部改訂)
北海道

目 次

第1章 策定の背景	----- P .	1
第2章 策定の目的	----- P .	2
コンパクトなまちづくりに向けた大規模集客施設の適正立地の基本的な考え方		
(1) 都市機能の郊外への拡散抑制・市街地への集約		
(2) 大規模集客施設による主体的な地域貢献の促進		
第3章 市町村におけるゾーニングの活用等	----- P .	4
(1) 市町村におけるゾーニングの活用等		
(2) 道における都市計画制度等の適切な運用		
第4章 大規模集客施設の設置者による主体的な地域貢献	P .	7
(1) 出店計画		
(2) 地域貢献計画		
第5章 推進体制	----- P .	17
第6章 施行時期	----- P .	17
届出様式一覧	----- P .	18
出店計画書・地域貢献計画書の届出先、連絡先	----- P .	29

< 大規模集客施設とは >

広域にわたり都市構造に大きな影響を与える店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する建築物で、その用途に供する部分の床面積が1万㎡を超える施設をいいます。

平成18年5月の都市計画法等の改正においては、都市の秩序ある整備を図るため、大規模集客施設の立地に当たっては、都市計画手続を経ることとし、地域の判断を反映した適切な立地を確保することとしています。

第 1 章 策定の背景

中心市街地は、買い物などの日常生活の場であると同時に、地域の歴史や伝統、コミュニティなどの中心的な役割を担うなど、住民生活に重要な役割を果たしてきておりましたが、今後、本格的な少子・高齢時代に対応したまちづくりを進めるためには、その役割はさらに重要になると考えます。しかし、本道の中心市街地においては、長引く消費の低迷や経営者の高齢化、後継者不足といった問題に加え、大規模集客施設の郊外への立地や大型の空き店舗の発生など新たな課題も加わり、集客力が弱体化するとともに、まちの魅力も低下し、その衰退に歯止めがかからない状況にあります。

また、まちづくりの観点から大規模集客施設の適正立地を図るには、公平性・透明性を確保するため、あらかじめ各地域ごとに許容される用途を明らかにする都市計画によるゾーニング手法（用途地域等による制限）の活用が基本とされていますが、雇用や税収増などへの期待から大規模集客施設の立地に肯定的な市町村があること、ゾーニングは単独の市町村による手続のため、近隣の市町村や住民が意見を述べる機会が確保されていなかったことなどから、ゾーニングの活用が十分に図られていない状況にあります。

なお、大規模集客施設の中でも、商業施設については、小売業が地域密着型産業として消費者である地域住民との密度の濃いつながりを有するという特性があることから、出店時から撤退時に至るまで、地域住民への的確な情報提供や地域イベントへの協力、雇用の確保など、企業の社会的責任としての主体的な地域貢献が求められています。

このような中、国においては、都市機能の適正立地と中心市街地の振興を目的として、「まちづくり三法」を改正したほか、道においても、これまでの「拡大・拡散してきた都市開発」から方向を転換し、街の中心に人も施設も各種機能も集まったまちづくりを目指すため、「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」を策定するとともに、道内では、相次ぐ大規模な商業施設の出店や撤退により、地域のまちづくりへの影響が深刻となっていることから、「コンパクトなまちづくり」の実現に資するよう大規模集客施設の適正立地に関し機動的、かつ迅速に対応することとするため、このガイドラインを策定することとしました。

第2章 策定の目的

本ガイドラインは、「市町村によるゾーニングの活用等」を進めるとともに、周辺地域のまちづくりへの影響が大きい大規模集客施設の設置者に対して、「市町村等との事前手続」と「主体的な地域貢献」を求め、コンパクトなまちづくりの観点から大規模集客施設の適正立地に寄与することを目的としています。

コンパクトなまちづくりに向けた大規模集客施設の適正立地の基本的な考え方

(1) 都市機能の郊外への拡散抑制・市街地への集約

都市機能の無秩序な拡散による都市中心部の空洞化は、多様な都市機能が集積した市街地が持っている交流、賑わい、文化等の都市の顔としての社会的効果や都市の魅力を失わせることになり、これを防ぐ取組が必要になっています。

また、大規模集客施設が郊外に立地することにより、その施設を核とした関連施設の立地が進み、都市機能が拡散する状況も生じています。

これらのことから、大規模集客施設の適正立地を促進するため、市町村によるゾーニングの活用等や道における都市計画法改正の趣旨を踏まえた都市計画制度等の適切な運用を図る必要があるとともに、大規模集客施設の設置者には、主体的に都市計画を踏まえつつ、コンパクトなまちづくりの観点から、市町村の取組に協力することが求められています。

さらに、広域的に各市町村の都市構造に影響を与える大規模集客施設の立地に関しては、立地市町村と周辺市町村のまちづくりの方向性が必ずしも一致しないこともあり、今後、これらの広域的な調整が必要となっています。

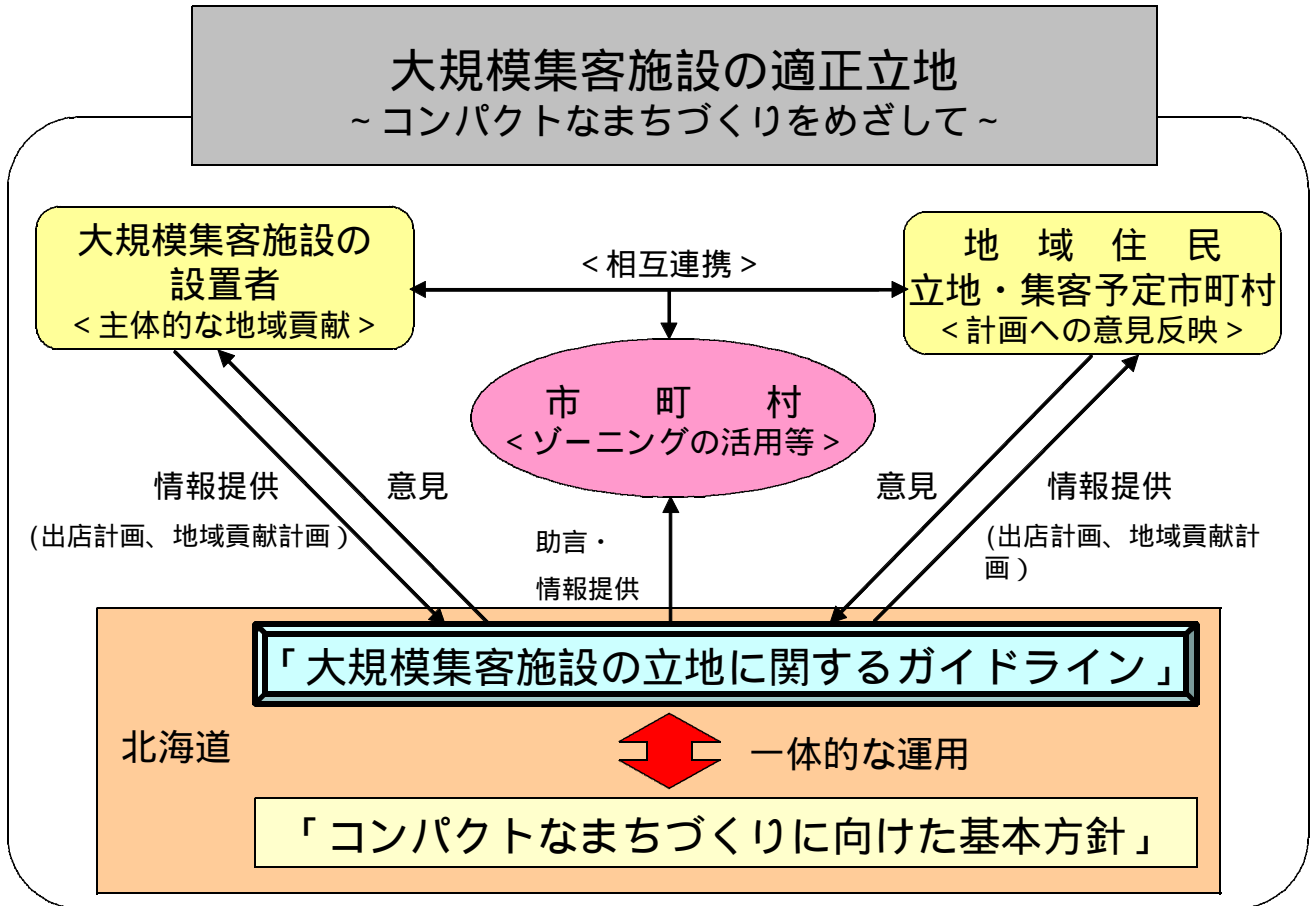
(2) 大規模集客施設による主体的な地域貢献の促進

企業の社会的責任は、経済面、社会面及び環境面の行動を包含し、法令遵守はもとより、環境保全、消費者保護、公正な労働基準、人材育成、安全衛生、地域社会貢献など幅広い要素から構成されています。

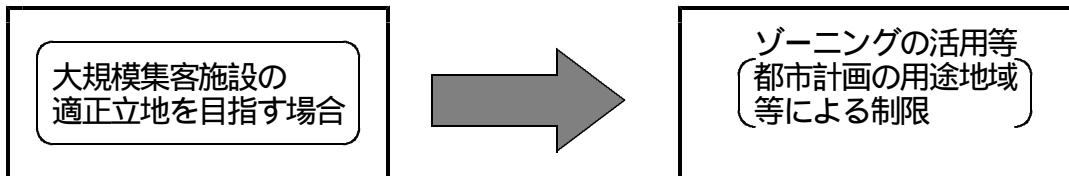
こうした社会的責任は、店舗等の規模や業種にかかわらず取り組むべき課題ですが、地域密着型の産業である小売業にあって、大規模な商業施設の出店や撤退は、消費者の利便性のみならず、その規模故に、周辺地域のまちづくりに大きな影響を与えることから、とりわけ地域社会への貢献が期待されています。

魅力あるまちづくりを進めるためには、大規模集客施設が地域の小売店や商店街をはじめ、近隣の市町村や住民等と連携しながら、地域貢献の促進に取り組むことが重要です。

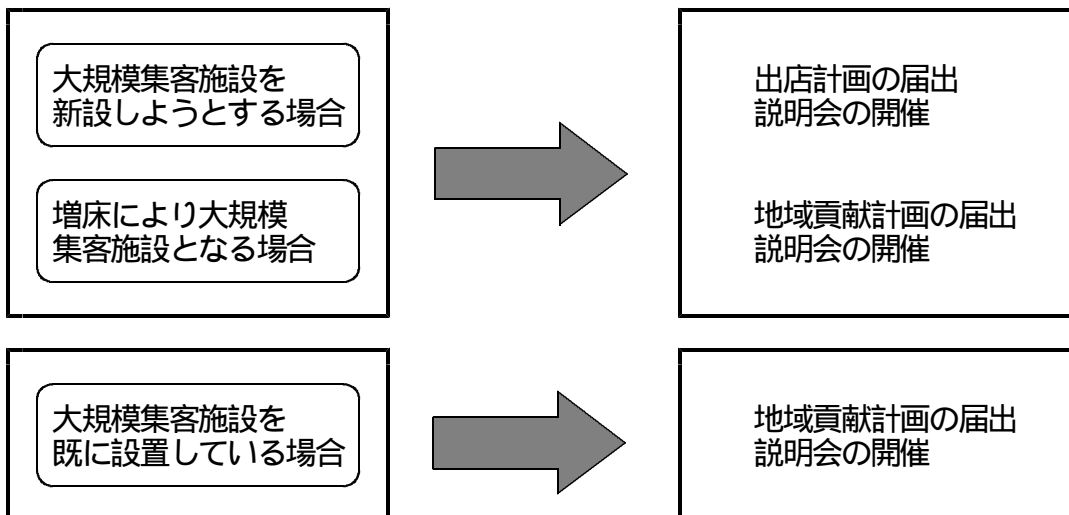
ガイドラインの構成



市町村に求めること



大規模集客施設の設置者に求めること



第3章 市町村におけるゾーニングの活用等

道では、「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、市町村における用途地域の変更や特別用途地区の指定などによるゾーニングの活用を促進するとともに、道として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「整・開・保の方針」という。)の見直しや都市計画の手続を進めるに当たって広域的な観点から判断を行うなど、大規模集客施設の適正立地を図ることとしています。

(1) 市町村におけるゾーニングの活用等

大規模集客施設の立地に係る市街地の無秩序な拡大抑制

準都市計画区域の指定は、主に環境の保全を主眼とした土地利用の規制が目的なので、市町村は、土地利用の状況や将来の動向を見てさらに用途の規制をすべきと判断した場合には、特定用途制限地域を積極的に活用することが必要です。

非線引き都市の白地地域で、改正都市計画法施行前に、将来の都市構造に影響を与える可能性のある大規模集客施設の立地については、法改正の趣旨を踏まえ、市町村は特定用途制限地域を活用することが必要です。

既成市街地における大規模集客施設の適正立地

大規模集客施設の立地に関わる都市計画について、市町村は次の点に十分配慮する必要があります。

- ・ 都市計画法では、準工業地域については、「主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便性を増進するため定める地域」としていることから、土地利用の実態を把握して今後の土地利用の方向性を明らかにするよう努めること
- ・ 改正都市計画法施行前を含め、大規模集客施設が立地可能な準工業地域などの地域で、当該施設の立地が望ましくないと判断される場合は、特別用途地区など都市計画制度の積極的な活用を図ること。
- ・ 複数の店舗が一団の土地に立地した結果、実質的に大規模集客施設に近いものについても、当該施設の立地が望ましくないと判断される場合は、特別用途地区など都市計画制度の積極的な活用を図ること
- ・ 改正中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定を受けようとする場合は、準工業地域での大規模集客施設の立地を規制することが認定の条件となることから、特別用途地区の活用など都市計画制度と連携した取組が必要となること。

中心市街地への大規模集客施設などの商業機能の集積

中心市街地における商業機能の集積を図るため、容積率の緩和等が可能となる地区計画制度などを積極的に活用することや、改正中心市街地活性化法に基づく大規模小売店舗立地法の特例を活用することが必要です。

(2) 道における都市計画制度などの適切な運用

「整・開・保の方針」の見直し

道は、コンパクトなまちづくりを推進するため、順次、「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」に基づき、市町村と協議した上で「整・開・保の方

針（ ）」の見直しを行っていきます。

- ・ 道は、区域区分の変更に際し、市街化区域の拡大の必要性や市街化区域内の未利用地の現況を把握し、その有効な活用を促すことで、市街地の無秩序な拡大を抑制します。

大規模集客施設の立地による市街化区域の拡大については、広域都市計画区域内の市町村相互の協議及び調整を図った上で、道は、「整・開・保の方針」にその配置の基本的な考え方を位置付けます。

- ・ 改正都市計画法施行により非線引き都市の白地地域には大規模集客施設が立地できなくなることから、用途地域の拡大などにより立地する場合は想定されます。

こうした用途地域の拡大などについては、道は、「整・開・保の方針」にその配置の考え方を位置付けます。

- ・ 改正都市計画法施行により、大規模集客施設が立地できる用途地域が制限されることとなりますが、大規模集客施設の立地に際し用途地域などの変更等が必要となる場合に、道は、都市の望ましい将来像について市町村と協議を行い、「整・開・保の方針」にその配置の基本的な考え方を位置付けます。
- ・ 都市計画提案制度に速やかに対応するため、あらかじめ「整・開・保の方針」に土地利用や都市施設の整備の方針などに関する基本的な考え方を位置付けます。
- ・ 改正中心市街地活性化法に基づく基本計画を策定する市町村と協議を行った上で、「整・開・保の方針」に中心市街地活性化に係る基本的な考え方を位置付けます。

< 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 >

- ・ 都市計画法に基づき、都道府県が都市の目標、区域区分の有無及び方針、主要な都市計画の決定方針を都市計画区域毎に定めるものであり、通称「都市計画区域マスタープラン」といいます。
- ・ 都市計画区域について定められる都市計画に関するものは、この方針に即したものでなければなりません。

広域調整

- ・ 大規模集客施設の立地による市街化区域の拡大については、必要に応じ、広域都市計画区域以外の市町村からも意見を聞き、広域的な観点から判断するなど、区域区分制度の適切な運用を行います。
- ・ 大規模集客施設の立地に際しての都市計画の変更等は、当該市町村のみの視点だけでなく、土地利用や施設計画などに関して広域的な観点から判断する必要があることから、道は、市町村の都市計画の変更等に対する同意を行う際には、関係市町村の意見を聴取し、意見がある場合は協議及び調整の場を設定しながら関係市町村の意見を踏まえて判断します。

市街化調整区域における大規模開発の規制

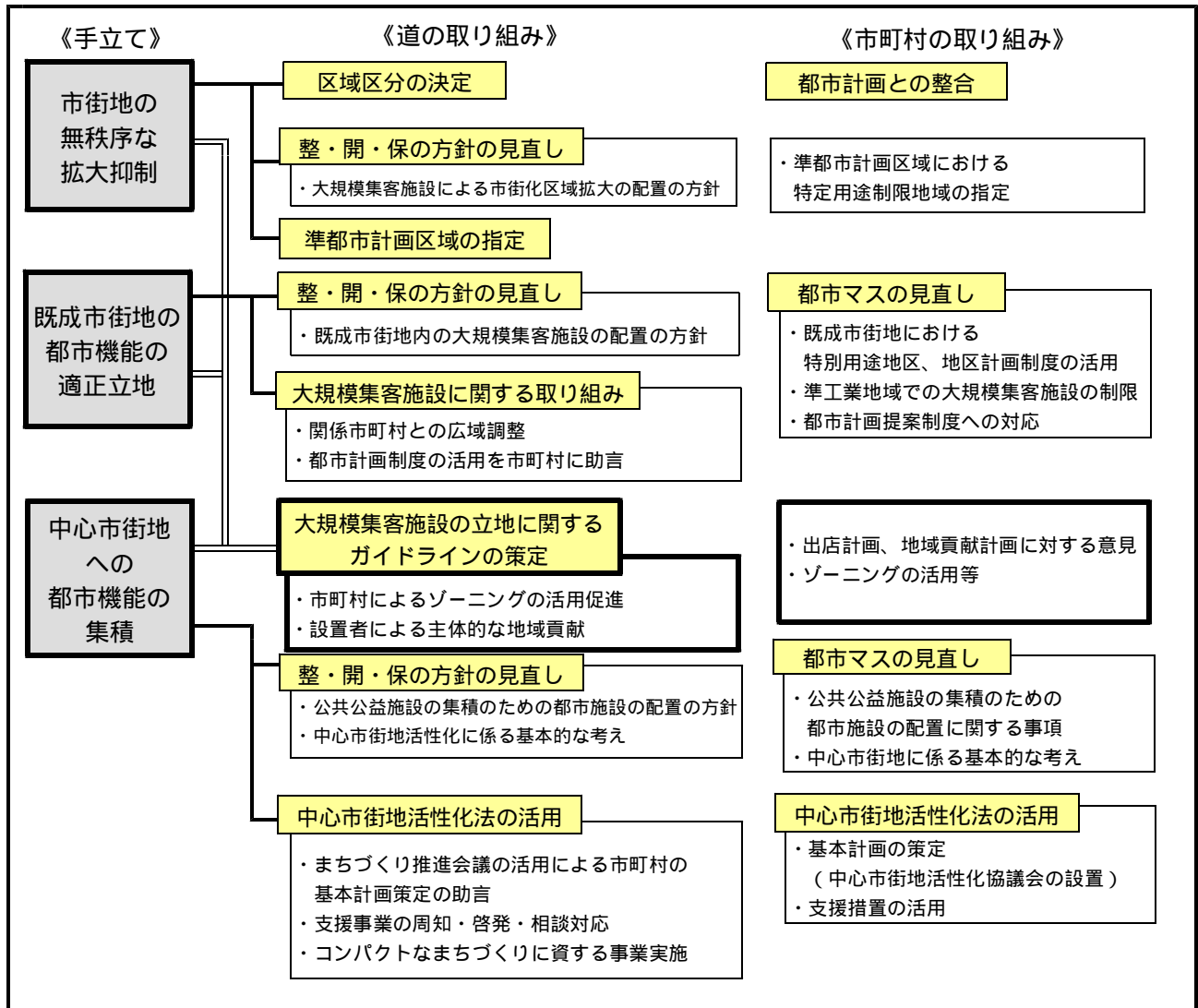
改正都市計画法施行前の市街化調整区域における大規模開発について、法改正の趣旨も十分に踏まえ、法令の規定や開発許可の基準を遵守して適切に対応します。

準都市計画区域の指定による用途制限

道は、都市計画区域外のうち、最低限の保身的な土地利用の規制を行う必要がある区域については、市町村と協議して準都市計画区域を指定します。

市町村への助言

大規模集客施設の立地の協議または相談があった場合や情報を得たときは、市町村に対して用途地域や道路など都市計画の変更の有無について確認し、都市計画制度の活用を市町村に助言するなど都市計画との整合を図ります。



第4章 大規模集客施設の設置者による主体的な地域貢献

【出店計画書・地域貢献計画書の届出対象となる施設】

当面は、大規模集客施設のうち、周辺地域のまちづくりへの影響が懸念される床面積（1、2）が1万㎡を超える商業施設（小売店）を対象とします。

なお、ガイドラインの施行状況や経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、対象施設の見直しを行います。

- 1 この場合の床面積とは、「商業施設（小売店）の用途に供する部分の床面積」をいい、具体的には、大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）に基づく店舗面積に、これに係る事務所やストックヤードの床面積及び商業施設（小売店）に付随する部分（例えば、階段、エスカレーター、エレベーター、通路等）の床面積を加えた面積となります。
- 2 公道等により、施設敷地が分割されている場合等も含め、一体的な開発と判断されるときは、各々の施設の床面積が1万㎡以下であっても、それらの合計の床面積が1万㎡を超えれば、届出が必要です。

（1）出店計画

出店計画書の届出

ア 大規模集客施設を新設する者及び増床により新たに大規模集客施設となる施設の設置者は、あらかじめ、必要事項を記載した計画書（新設の場合は別記第1号様式、増床の場合は別記第2号様式。以下「出店計画書」という。）を知事に届け出てください。

イ 出店計画書には、次に掲げる事項を記載してください。

- ・ 名称
- ・ 立地（予定）場所
- ・ 規模（床面積等）
- ・ 施設の概要（主なテナント等）
- ・ 集客予定市町村
- ・ 出店までのスケジュール（新設予定日等）
- ・ 出店計画の担当者 等

ウ 出店計画書は、次のうち最も早い手続開始の3か月前までに届け出てください。

なお、平成18年10月23日までに、次の手続が開始される場合、届出は不要です。

- ・ 都市計画法第30条に基づく開発行為許可申請
- ・ 農地法第4条又は第5条に基づく農地転用許可申請
（ただし、農地の面積が4haを超える場合は、農地転用事前審査申出）
- ・ 大店立地法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項に基づく店舗の新設、変更の届出
- ・ 北海道福祉のまちづくり条例第19条第1項に基づく新築、増築等の届出

- エ 知事は、出店計画書の届出があったときは、2週間以内に道のホームページにより、当該計画書及び「届出状況一覧表」(別記第3号様式)を公表するとともに、住民等に対し、意見の募集を行います。
- オ 出店計画書の届出者は、開業前において、次のいずれかに該当するときは、「出店計画変更事項届出書」(別記第4号様式)を速やかに知事に届け出てください。
- a 設置場所を変更したとき(敷地の拡大又は縮小に伴うものを除く。)
 - b 床面積の減少によりガイドラインの対象とならなくなったとき、又は床面積若しくは敷地面積が50%以上拡大若しくは50%以上縮小したとき。
- カ 知事は、出店計画変更事項届出書の届出があったときは、2週間以内に道のホームページにより、当該届出書を公表します。

出店計画説明会の開催

- ア 出店計画書の届出者は、立地(予定)市町村(住民等からの要望などにより知事が必要と判断した場合は、集客を見込んでいる市町村)において、届出から1か月以内に当該計画書の概要を周知するための説明会(以下「出店計画説明会」という。)を開催してください。
- イ 出店計画書の届出者は、出店計画説明会を開催するときは、開催日時・場所を事前に新聞、チラシ等により公示してください。
- ウ 出店計画書の届出者は、出店計画説明会を開催したときは、開催結果の概要を記載した「説明会開催結果報告書」(別記第5号様式)により、速やかに知事に報告してください。
- エ 知事は、出店計画書の届出者から当該説明会の開催結果の報告を受けたときは、速やかに道のホームページにより公表します。

市町村及び住民の意見

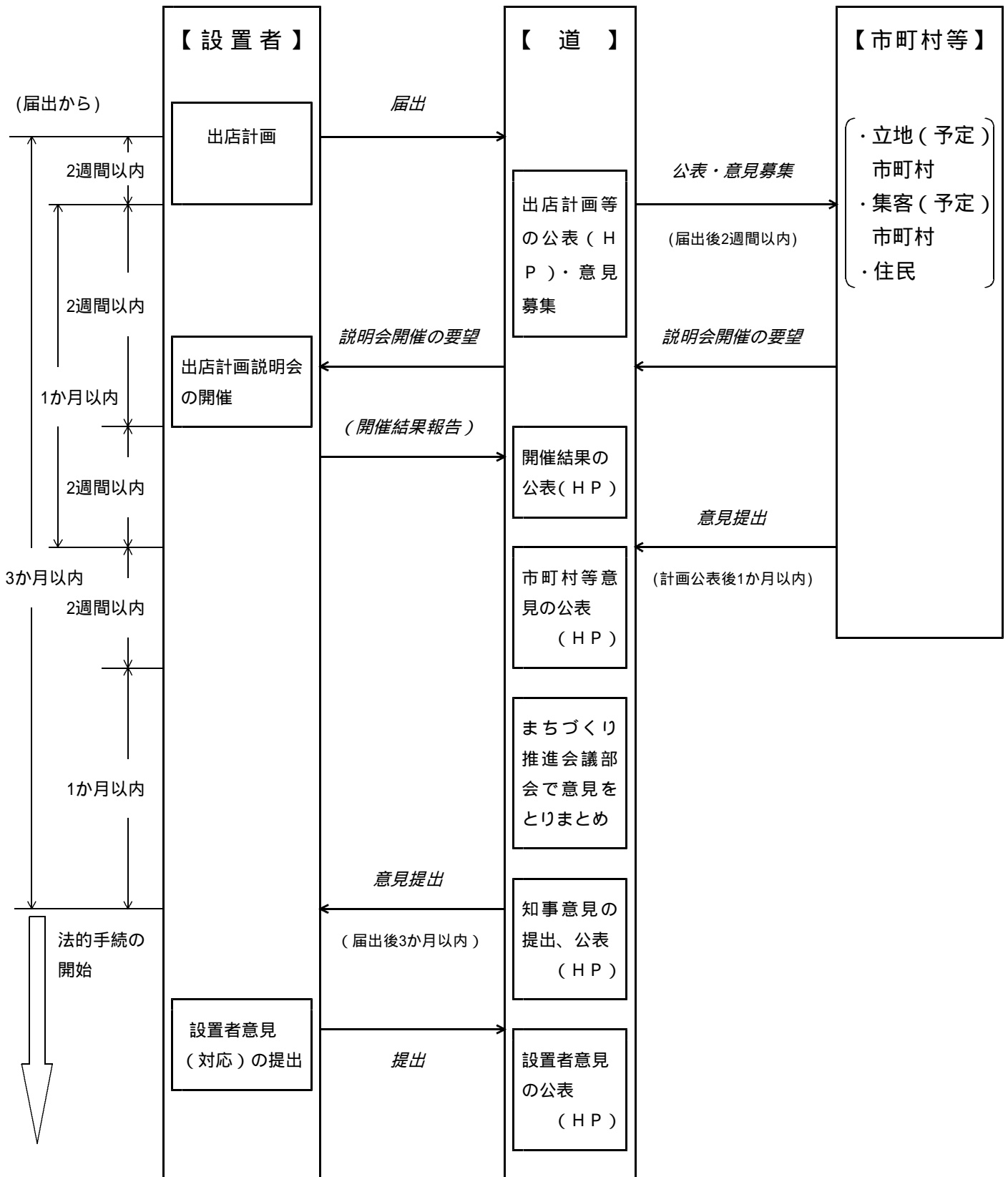
- ア 出店計画書に記載された集客(予定)市町村(立地(予定)市町村を含む。以下同じ。)及びその住民は、当該計画書の概要の公表のあった日から1か月以内に知事に意見を述べることができます。
- イ 集客(予定)市町村及びその住民は、意見を述べようとするときは、次の事項を勘案してください。
- ・ 大店立地法第13条により、地方公共団体による需給調整(近隣の中小小売店の売上への影響など)は行うことができないこと。
 - ・ 立地場所周辺地域の生活環境保持に関しては、大店立地法に基づく手続の中で意見を述べるができること。
- ウ 知事は、集客(予定)市町村及びその住民から意見が提出されたときは、提出のあった日から2週間以内に道のホームページにより公表します。

知事の意見等

- ア 知事は、出店計画書の内容について、意見を有する場合は、届出のあった日から3か月以内に、出店計画書の届出者に意見を述べるができます。
- イ 知事は、意見を述べようとするときは、次の事項を勘案します。
- ・ コンパクトなまちづくりの観点
 - ・ 集客(予定)市町村及び住民からの意見
 - ・ 大店立地法の立法趣旨

- ウ 知事は、出店計画書の届出者に意見を述べたときは、速やかに道のホームページにより公表します。
- エ 知事は、出店計画書の届出者から知事意見への対応について報告があったときは、速やかに道のホームページにより公表します。

出店計画書届出の流れ



道は、計画の届出から2週間以内に公表・意見募集。

設置者は、市町村等の要望により届出から1か月以内に説明会を開催。

市町村等は、計画書の公表から1か月以内に道に意見提出。道はこれを公表。

道は、届出から3か月以内に設置者に意見提出・公表。

設置者は、道意見の受理後、法的手続を開始。

(2) 地域貢献計画

地域貢献計画書の届出

- ア 大規模集客施設を新設する者及び増床により新たに大規模集客施設となる施設の設置者並びに平成18年7月21日において現に大規模集客施設を設置している者は、あらかじめ、必要事項を記載した計画書（別記第6号様式。以下「地域貢献計画書」という。）を知事に届け出てください。
- イ 地域貢献計画書の作成に当たっては、設置者のみならず、入居者（テナント）と協議するなどして、協力体制の確立に努めてください。
- ウ 地域貢献計画書には、次に掲げる事項を記載してください。
- ・ 大規模集客施設の概要
 - ・ 今後実施を予定している地域貢献活動、地域との連携推進、地産地消や産消協働の取組への協力、地域雇用の確保、防犯・防災対策の推進、環境対策の推進、撤退時の的確な対応、その他まちづくりへの協力。詳細はP.14～16の「地域貢献活動事例」を参照）の概要等
 - ・ 地域貢献担当窓口の部署（担当者名）及び連絡先
- エ 大規模集客施設を新設する者又は増床により新たに大規模集客施設となる施設の設置者は、当該施設の新設又は増床の3か月前までに地域貢献計画書を届け出てください。
- オ 平成18年7月21日において現に大規模集客施設を設置している者は、平成19年1月22日までに知事に地域貢献計画書を届け出てください。
- カ 地域貢献計画の期間は、地域貢献計画書の届出日を含む営業年度を初年度とし、当該年度から翌々営業年度までとするとともに、継続的に地域貢献活動を実施するため、次期の地域貢献計画書については、最終年度の末日の3か月前までに届け出てください。
- キ 知事は地域貢献計画書の届出があったときは、2週間以内に道のホームページにより当該計画書及び届出状況一覧表を公表するとともに、住民等に対し意見募集を行います。
- ク 地域貢献計画書の届出者は、届出内容に変更があったときは、地域貢献計画変更事項届出書（別記第7号様式）を速やかに知事に届け出てください。
- ケ 知事は、地域貢献計画変更事項届出書の届出があったときは、2週間以内に道のホームページにより、当該届出書を公表します。
- コ 地域貢献計画書に記載された地域貢献活動の実施状況については、「地域貢献実施状況報告書」（別記第8号様式）を毎営業年度の終期後1か月以内に知事に届け出てください。
- サ 知事は、地域貢献実施状況報告書による届出を受けたときは、2週間以内に道のホームページにより当該報告書の内容を公表します。

地域貢献計画説明会の開催

- ア 地域貢献計画書の届出者は、立地（予定）市町村（住民等の要望などにより知事が必要と判断した場合は、集客を見込んでいる市町村）において、届出から1か月以内に当該計画書の概要を周知するための説明会（以下「地域貢献計画説明会」という。）を開催してください。
- なお、「出店計画説明会」と併せて開催しても構いません。
- イ 地域貢献計画書の届出者は、地域貢献計画説明会を開催するときは、開催日時・場所を事前に新聞、チラシ等により公示してください。

ウ 地域貢献計画書の届出者は、地域貢献計画説明会を開催したときは、開催結果の概要を記載した「説明会開催結果報告書」(別記第5号様式)により、速やかに知事に報告してください。

エ 知事は、地域貢献計画書の届出者から開催結果の報告を受けたときは、速やかに道のホームページにより公表します。

市町村及び住民の意見

ア 出店計画書に記載された集客(予定)市町村及びその住民は、地域貢献計画書の概要の公表のあった日から1か月以内に、知事に意見を述べるができます。

イ 集客予定市町村及びその住民は、意見を述べようとするときは、次の事項を勘案してください。

- ・ 大店立地法第13条により、地方公共団体による需給調整(近隣の中小小売店の売上への影響など)は行うことができないこと。
- ・ 立地場所周辺地域の生活環境保持に関しては、大店立地法に基づく手続の中で意見を述べるができること。

ウ 知事は、集客(予定)市町村及びその住民から意見が提出されたときは、提出のあった日から2週間以内に道のホームページにより公表します。

知事の意見等

ア 知事は、地域貢献計画書の内容について、意見を有する場合は、当該届出のあった日から3か月以内に、届出者に意見を述べるができます。

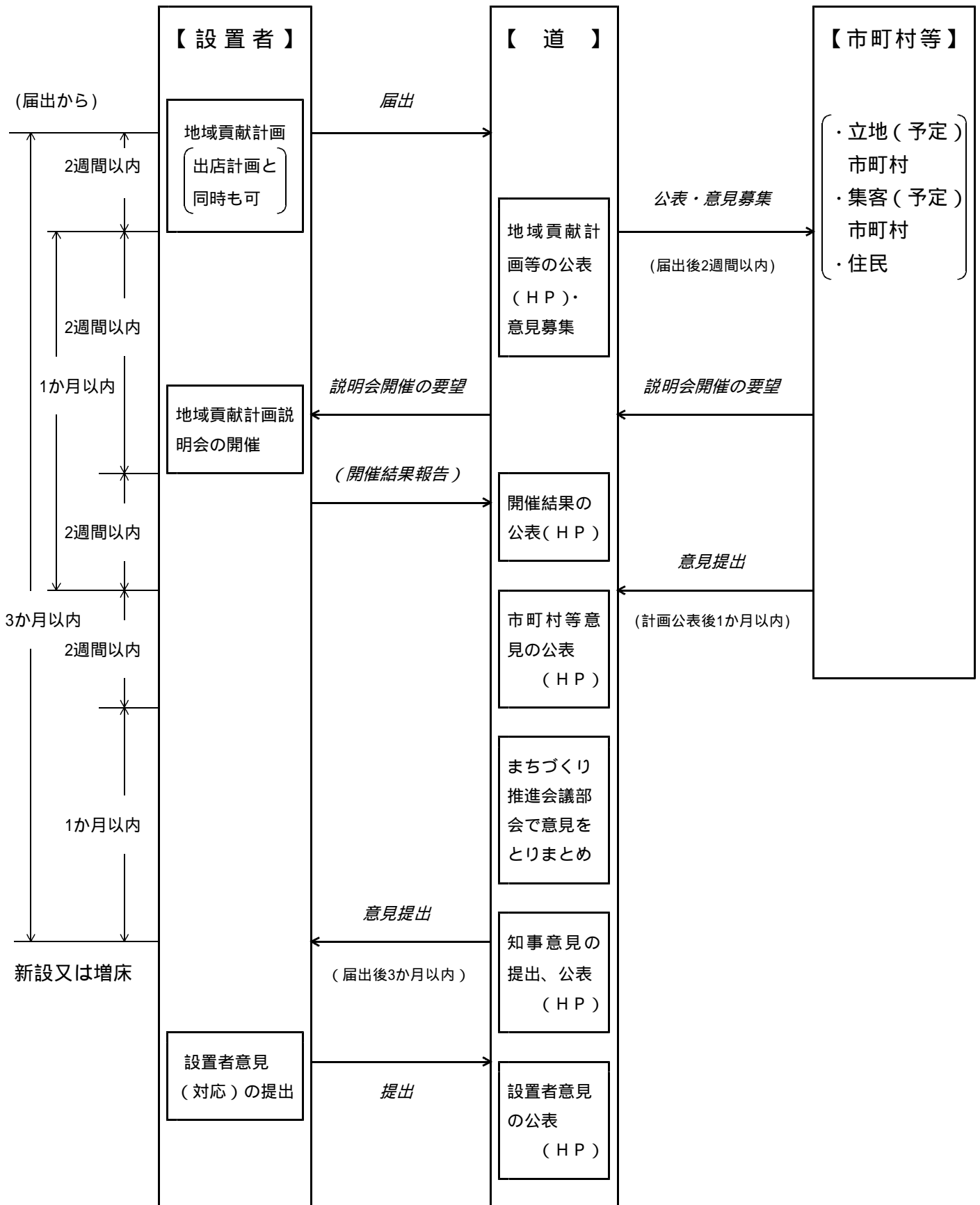
イ 知事は、意見を述べようとするときは、次の事項を勘案します。

- ・ コンパクトなまちづくりの観点
- ・ 集客(予定)市町村及びその住民の意見
- ・ 大店立地法の立法趣旨

ウ 知事は、地域貢献計画書の届出者に意見を述べたときは、速やかに道のホームページにより公表します。

エ 知事は、地域貢献計画書の届出者から知事意見への対応について報告を受けたときは、速やかに道のホームページにより公表します。

地域貢献計画書届出の流れ



既に大規模な商業施設を設置している者も届出対象。

出店計画と同時に届け出た場合は、説明会や意見提出等の手続は同時進行。

道は、届出から3か月以内に設置者に意見提出・公表。

設置者は、道意見の受理後、新設又は増床。

< 地域貢献活動事例 >

1 地域との連携推進

商店街、商店街連絡協議会、商工会議所・商工会等への加入

施設の設置者及びテナント（入居者）は、商店街、商店街連絡協議会はもとより、商工会議所・商工会等への加入に努めてください。

中心市街地活性化の取組への協力

中心市街地活性化のために実施される各種取組に対して、大規模な集客施設としてのノウハウの活用等により協力してください。

地域イベントや各種行事などの地域づくり等への参加、協力

近隣商店街が実施する共同売り出し等の地域におけるイベントや、祭り、伝統行事、レクリエーション・スポーツ大会などの各種行事に参加し、協力してください。

地域活動のためのコミュニティスペースの開放や地域コミュニティ醸成のための託児スペースの設置

地域づくりや地域において社会貢献活動を行う団体等に対して、活動場所の提供や、地域の人材の活用などにより、地域コミュニティ醸成のための託児スペースの設置に努めてください。

地域住民との協議の場の設置

地域貢献活動は、地域の実情を踏まえて進めることが重要であるため、市町村や団体、住民等との協議の場を設置し、地域のニーズを把握することなどに努めてください。

地域貢献担当窓口の設置

地域貢献担当窓口を設置し、地域貢献活動の円滑な推進に努めてください。

2 地産地消や産消協働の取組への協力

道産品の積極的な販売、PR、需要拡大に向けた情報提供

道産品コーナーや生産者等が直売できるコーナーの設置等、道産品のPRや販売促進に協力してください。

地域企業や道内企業との取引促進等

設置者やテナント事業者の地域及び道内の企業との取引促進やこれら企業のテナント入居促進について、できる限り配慮してください。

3 地域雇用の確保

地域及び道内からの雇用の推進

従業員の採用に当たっては、地域及び道内から優先的に雇用することについて、できる限り配慮してください。

安定的雇用の確保

従業員の採用に当たっては、地域における安定的な雇用に配慮してください。

障害者、高齢者等の雇用・就業の推進

障害者の雇用の促進等に関する法律を遵守し、障害者雇用を推進するよう配慮してください。さらに、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律を遵守し、高年齢者雇用を推進するとともに、シルバー人材センター等の活用により、高齢者の就業機会の確保に配慮してください。

ゆとりある勤労者生活の確保（週休2日制の定着、年末年始休暇等の取得促進）

ゆとりのある勤労者生活を確保するため、週休2日制の定着や年末年始・夏季等における休暇の取得促進について、配慮してください。

従業員の職業能力開発の推進

従業員の採用後についても、安定的な雇用を維持するため、各種資格の取得促進等の職業能力開発を推進し、従業員の資質向上に努めてください。

4 防犯・防災対策の推進

深夜等における青少年の非行防止への協力

青少年非行防止の観点から、駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回等に努めてください。

緊急時の物資の提供

災害時において、市町村等から緊急物資の提供依頼があった場合には、協力してください。

災害時における緊急避難場所の提供

災害時において、避難場所や救護場所として、駐車場敷地を提供するなどの便宜を図ってください。

災害時におけるボランティア活動への支援

災害時において、ボランティア活動を行う団体等に対して、支援に努めてください。

5 環境対策の推進

リサイクル対策の推進

リサイクル製品の販売や資源ゴミを回収するボックスの設置、グリーン購入の実践等により、リサイクル対策等の推進に努めてください。

環境美化対策の実施

店舗周辺の清掃美化活動を定期的を実施するとともに、十分なゴミ箱の設置など、来店者がゴミを散乱させないような環境を整えてください。

エネルギー対策の実施

営業時間短縮や過剰な照明の削減、空調温度の適切な設定、太陽光発電などの新エネルギー設備やエアコンなどの省エネルギー対応機器の導入などにより、省エネルギー対策の実施に努めてください。

ISO14001の導入など環境全般への配慮

組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境対策を実施するためのISO14001の導入など、環境全般への配慮に努めてください。

6 撤退時の的確な対応

地域住民等への早期の情報提供

撤退やその後の対応策について、早い段階で、地域住民や道、市町村等に十分な情報提供を行ってください。

他企業等との連携による従業員等の雇用の確保

他企業や関係機関などと連携しながら、離職者の再就職や配置転換が円滑に進むように十分努めてください。

キーテナントを含めた後継テナントの早期確保

失業者の発生や地域住民の買い物の利便性が損なわれることのないよう、設置者とテナントが一致団結して、キーテナントを含めた後継店舗などの早期確保に努めてください。

店舗閉鎖に伴う取引企業や環境・景観への配慮

店舗を閉鎖する場合は、取引先企業の経営が悪化しないよう、店舗閉鎖情報の早期提供や後継店への紹介に努めるとともに、建物管理を徹底し、環境や景観の悪化を引き起こさないよう努めてください。

7 まちづくりへの協力等

市町村等が進める交通対策への協力

市町村が進める交通安全や交通渋滞などの対策に協力するとともに、必要な措置を講じてください。

地域における魅力ある景観形成への配慮

「北海道美しい景観のくにづくり条例」における事業者の責務を果たし、地域における魅力ある景観形成に配慮してください。

8 その他

上記の地域貢献活動事例以外にも、地域の実情を踏まえた地域貢献に積極的に取り組んでください。

なお、地域貢献計画書には、これから新たに実施する活動のほか、既存店については、これまで実施してきた活動のうち、今後とも継続的に実施する活動についても、盛り込むことができます。

第5章 推進体制

(1) 道と市町村、関係団体との連携

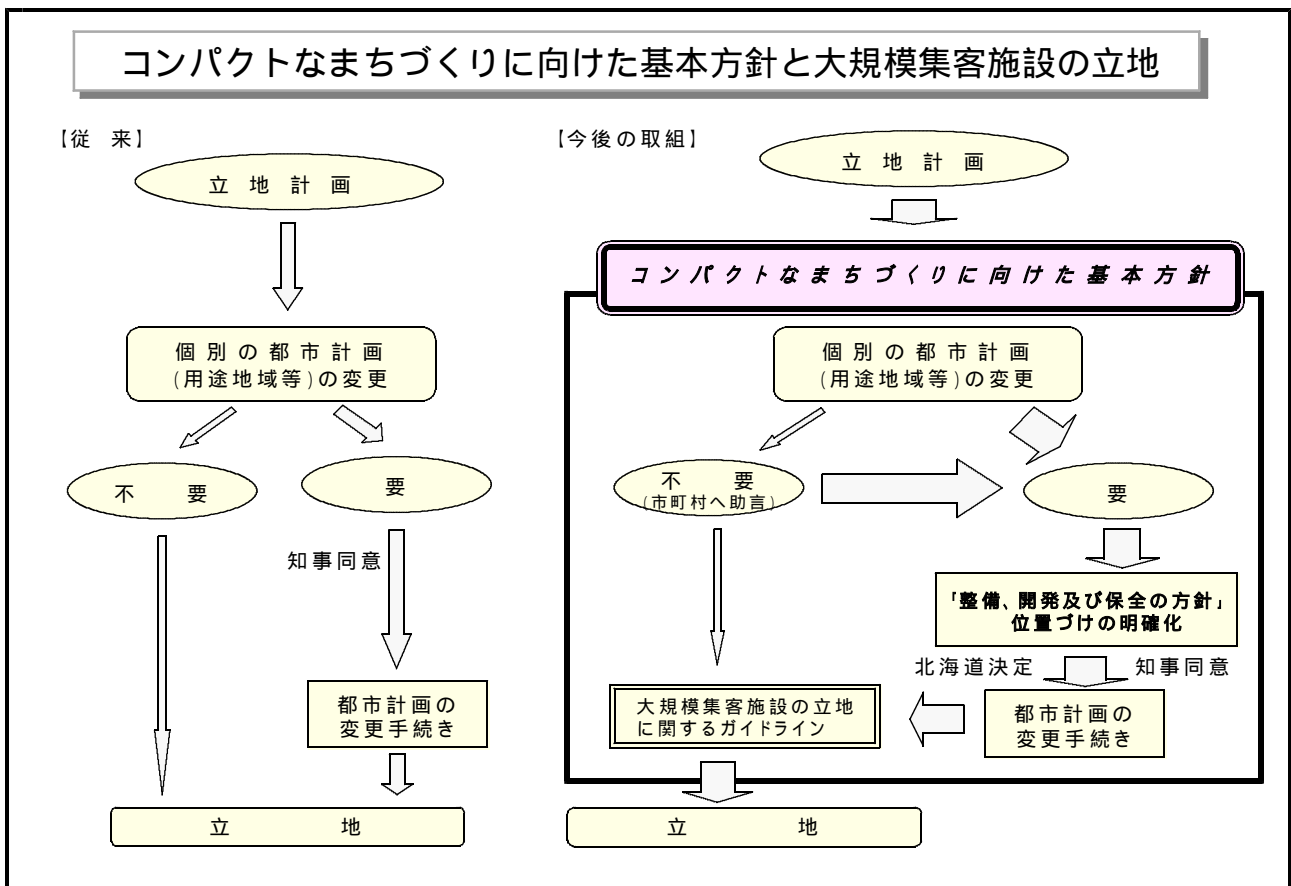
知事は、市町村及び経済団体等との連携を図り、ガイドラインの効果的な推進に努めることとします。

(2) 庁内推進体制の整備

知事は、まちづくり推進会議（庁内各部により市町村の総合的なまちづくりに関する施策を効果的に進めるための会議）に部会を設置し、ガイドラインの効果的な推進に努めることとします。

(3) 「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」との一体的な運用

本ガイドラインについては、下図のとおり、「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」に位置づけられたものであるとともに、コンパクトなまちづくりの観点から、この基本方針において、大規模集客施設の適正立地に向けた道の考え方や市町村に対する対応方法を明確にしておき、この基本方針と一体となった運用を図ることとします。



第6章 施行時期

本ガイドラインは、平成18年7月21日から施行します。

届 出 様 式 一 覧

様 式 名		本文該当箇所	届出等の時期	届出（提出等）者
第1号	出店計画書 [新設]	第4章 (1) - - ア	法的手続の3か月以上前	大規模集客施設を新設する者
第2号	出店計画書 [増床]	同 上	同 上	増床により大規模集客施設となる施設の設置者
第3号	ガイドライン届出状況一覧表	(1) - - エ (2) - - ウ	出店計画書または地域貢献計画書の公表時等	道（ホームページで公表）
第4号	出店計画変更事項届出書	(1) - - オ	計画変更の場合速やかに	施設名称、規模など計画を変更した者
第5号	説明会開催結果報告書 (出店、地域貢献共通)	(1) - - ウ (2) - - ウ	説明会開催後速やかに	出店計画説明会または地域貢献計画説明会を開催した者
第6号	地域貢献計画書			
	[新設・増床]	(2) - - ア	新設又は増設の3か月以上前	大規模集客施設を新設又は増床する者
	[既設]	同 上	ガイドライン施行後6か月以内	ガイドライン施行日において現に大規模集客施設を設置している者
第7号	地域貢献計画変更事項届出書	(2) - - ク	計画変更の場合速やかに	担当窓口、施設名称、規模、地域貢献活動の内容など計画を変更した者
第8号	地域貢献実施状況報告書	(2) - - ケ	毎営業年度の終期から1か月以内	地域貢献計画書を提出した設置者

出店計画書 [新設]

年 月 日

北海道知事様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 (印)
住所

大規模集客施設の立地に関するガイドライン第4章(1)アの規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模集客施設の名称
- 2 大規模集客施設の立地予定場所
(住所)
(位置図)別添
- 3 大規模集客施設の規模
 - (1) 小売店舗の用途に供する部分の床面積 (1) m²
 - (2) 延べ床面積 m²
 - (3) 小売店舗の用途に供さない部分の床面積 m²
- 4 施設の概要
 - (1) 核テナント予定企業
 - (2) その他のテナント
 - (3) 物販以外のサービス施設の種類、床面積
- 5 集客予定市町村
(集客予定範囲を記した図面)別添
- 6 出店までのスケジュール(2)
 - 1 複数の店舗が集合していて一体的な開発と認められる場合は、その床面積の合計を記入願います。
 - 2 都市計画法第30条に基づく開発行為許可及び農地転用許可等の申請予定日、大店立地法届出予定日、建築着工予定日、開店予定日など開発から開店までのスケジュールを記入願います。なお、主なテナント企業又は店舗により開店予定日が異なる場合は、最も早いものを記入願います。

担当者	職氏名	
	電話番号	
	電子メール	

出店計画書 [増床]

年 月 日

北海道知事様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 (印)
住所

大規模集客施設の立地に関するガイドライン第4章(1)アの規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模集客施設の名称
- 2 大規模集客施設の設置場所
(住所)
(位置図)別添
- 3 大規模集客施設の規模

区 分	増床前	増床後
(1) 小売店舗の用途に供する部分の床面積 (1)	m ²	m ²
(2) 延べ床面積	m ²	m ²
(3) 小売店舗の用途に供さない部分の床面積	m ²	m ²

- 4 増床後の施設の概要
 - (1) 核テナント企業(増床前、増床後)
 - (2) その他のテナント(増床前、増床後)
 - (3) 物販以外のサービス施設の種類、床面積(増床前、増床後)
- 5 集客予定市町村
(集客予定範囲を記した図面)別添
- 6 増床までのスケジュール(2)
 - 1 複数の店舗が集合していて一体的な開発と認められる場合は、その床面積の合計を記入願います。
 - 2 都市計画法第30条に基づく開発行為許可及び農地転用許可等の申請予定日、大店立地法届出予定日、建築着工予定日、増床後の開店予定日などのスケジュールを記入願います。

担 当 者	職氏名	
	電話番号	
	電子メール	

ガイドライン届出状況一覧表

施設名称	区分	設置(予定)場所	設置者	核テナント	新設日 又は 増設日	床面積 (㎡)	出店 計画書 届出日	地域貢献 計画書 届出日

区分欄には、「新設」、「増床」、「既設」の別を記入

出店計画変更事項届出書

年 月 日

北海道知事様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 (印)
住所

大規模集客施設の立地に関するガイドライン第4章(1)オの規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模集客施設の名称
- 2 大規模集客施設の設置場所
- 3 変更した事項(1)
(変更前)
(変更後)
- 4 変更年月日
年 月 日
- 5 変更する理由

施設の名称、規模(小売店舗の用途に供する床面積が50%以上拡大または縮小した場合)など出店計画書の変更事項を記入願います。

担当者	職氏名	
	電話番号	
	電子メール	

説明会開催結果報告書

年 月 日

北海道知事様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 (印)
住所

大規模集客施設の立地に関するガイドライン第4章(1)ウ及び(2)ウの規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 大規模集客施設の名称
- 2 大規模集客施設の設置場所
- 3 説明会開催結果の概要
 - (1) 説明会の区分(出店計画書・地域貢献計画書)
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 説明者(職氏名)
 - (5) 出席者数
 - (6) 議事概要
 - (7) 出席者による意見及び質問
 - (8) (7)に対する設置者側の応答
 - (9) その他

地域貢献計画書

年 月 日

北海道知事様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 (印)
住所

大規模集客施設の立地に関するガイドライン第4章(2)アの規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 大規模集客施設の概要

(1) 大規模集客施設の名称

(2) 大規模集客施設の設置(予定)場所

(住所)

(位置図)別添

(3) 大規模集客施設の規模

小売店舗の用途に供する部分の床面積 m^2

延べ床面積 m^2

小売店舗の用途に供さない部分の床面積 m^2

(4) 施設の概要

核テナント(予定)企業

その他のテナント

物販以外のサービス施設の種類、床面積

(5) 集客(予定)市町村

(集客予定範囲を記した図面)別添

(6) 地域貢献活動の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 地域貢献活動の概要

(別紙のとおり)

担当窓口	担当部署 又は担当者	
	電話番号	
	電子メール	

2 地域貢献活動の概要

項 目	地域貢献活動の内容 (1) (年 月 日 ~ 年 月 日)	実施時期	数値目標 (2)	取組区分 (3)		地域貢献活動の 実施状況 (4) (年度 ~ 年度)
				新規	継続	
(1)地域との連携推進						
商店街、商店街連絡協議会、商工会議所・商工会等への加入						
中心市街地活性化の取組への協力						
地域イベントや各種行事など地域づくり等への参加、協力						
地域活動のためのコミュニティスペースの開放や地域コミュニティ醸成のための託児スペースの設置						
地域住民との協議の場の設置						
地域貢献担当窓口の設置	上記「担当窓口」のとおり設置					
(2)地産地消等の産消協働の取組						
地域企業や道内企業との取引促進						
地域及び道内の商業者のテナント入居促進						
道産品の積極的な販売、P R、需要拡大に向けた情報提供						
(3) 地域雇用の確保						
地域及び道内からの雇用の推進						
安定的雇用の確保						
障害者、高齢者等の雇用・就業の推進						
ゆとりある勤労者生活の確保(週休 2 日制の定着、年末年始休暇等の取得促進)						
従業員の職業能力開発の推進						

(4) 防犯・防災対策の推進						
深夜等における青少年の非行防止への協力						
緊急時の物資の提供						
災害時における緊急避難場所の提供						
災害時におけるボランティア活動への支援						
(5) 環境対策の推進						
リサイクル対策等の推進						
環境美化対策の実施						
エネルギー対策の実施						
ISO14001の導入など環境全般への配慮						
(6) 撤退時の的確な対応						
地域住民等への早期の情報提供						
他企業との連携などによる従業員等の雇用の確保						
キーテナントも含めた後継テナントの早期確保						
店舗閉鎖に伴う取引企業や環境・景観への配慮						
(7) その他まちづくりへの協力						
市町村等が進める交通対策への協力						
地域における魅力ある景観形成への配慮						
(8) その他地域貢献に関する取組						
5						

- 届出日から3営業年度の間実施する地域貢献活動の内容をそれぞれ記入願います。
- 数値目標には、設定可能なものはできるだけ記入願います。
- 取組区分については、今後新たに実施するものは「新規」欄に、これまでも実施してきたものには「継続」欄に印を記入願います。
- 実施状況報告の際に記入願います。(例：1年目：18年度、2年目：18～19年度、3年目：18～20年度)
- その他の取組については、適宜、項目を設定の上、記入願います。

地域貢献計画変更事項届出書

年 月 日

北 海 道 知 事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名（印）
住所

大規模集客施設の立地に関するガイドライン第4章（2） - クの規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模集客施設の名称
- 2 大規模集客施設の設置場所
- 3 変更した事項（ 1、 2 ）
（変更前）
（変更後）
- 4 変更年月日
- 5 変更する理由

- 1 担当窓口や地域貢献活動の内容、施設の名称、規模など地域貢献計画書の変更事項を記入願います。
- 2 変更後の地域貢献計画書（別記第6号様式）の別紙を添付願います。

担当窓口	担当部署 又は担当者	
	電話番号	
	電子メール	

地域貢献実施状況報告書

年 月 日

北 海 道 知 事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名（印）
住所

大規模集客施設の立地に関するガイドライン第 4 章（ 2 ） コの規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 大規模集客施設の名称
- 2 大規模集客施設の設置場所
（住所）
- 3 地域貢献活動の概要

別紙（第 6 号様式の別紙を使用）のとおり

担当窓口	担当部署 又は担当者	
	電話番号	
	電子メール	

< 出店計画書・地域貢献計画書の届出先 >

立地（予定）市町村により、届出先が異なりますので、ご注意ください。

< 空知総合振興局管内 >

夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町に立地（予定）の場合

北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係

電話：0126-20-0061（直通）、0126-20-0200（内線2414）

F A X：0126-25-9712

< 石狩振興局管内 >

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村に立地（予定）の場合
北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係

電話：011-204-5828（直通）、011-231-4111（内線34-421）

F A X：011-232-1950

< 後志総合振興局管内 >

小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村に立地（予定）の場合

北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係

電話：0136-23-1363（直通）、0136-23-1300（内線2414）

F A X：0136-22-0901

< 胆振総合振興局管内 >

室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町に立地（予定）の場合

北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課商業振興係

電話：0143-24-9589（直通）、0143-24-9900（内線2414）

F A X：0143-24-4796

< 日高振興局管内 >

日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町に立地（予定）の場合
北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課主査（商工振興）

電話：0146-22-9282（直通）、0146-22-9030（内線2415）

F A X：0146-22-7517

< 渡島総合振興局管内 >

函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町に立地（予定）の場合

北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商業立地）

電話：0138-47-9459（直通）、0138-47-9400（内線2415）

F A X：0138-47-9207

< 檜山振興局管内 >

江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町に立地（予定）の場合
北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課商工係

電話：0139-52-6642（直通）、0139-52-6500（内線2414）

F A X：0139-52-0569

< 上川総合振興局管内 >

旭川市、士別市、名寄市、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町に立地（予定）の場合
北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商業立地）

電話：0166-46-5943（直通）、0166-46-5900（内線2416）

F A X：0166-46-5208

< 留萌振興局管内 >

留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町に立地（予定）の場合
北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係

電話：0164-42-8441（直通）、0164-42-8404（内線2414）

F A X：0164-42-1937

< 宗谷総合振興局管内 >

稚内市、幌延町、猿払村、浜頓町、中頓町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町に立地（予定）の場合

北海道宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係

電話：0162-33-2925（直通）、0162-33-2516（内線2414）

F A X：0162-33-2629

< オホーツク総合振興局管内 >

北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町に立地（予定）の場合

北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係

電話：0152-41-0636（直通）、0152-41-0603（内線2414）

F A X：0152-44-3184

< 十勝総合振興局管内 >

帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町に立地（予定）の場合

北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商業）

電話：0155-26-9047（直通）、0155-26-9005（内線2416）

F A X：0155-25-7756

< 釧路総合振興局管内 >

釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糖町に立地（予定）の場合

北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係

電話：0154-43-9182（直通）、0154-43-9100（内線2414）

F A X：0154-41-0967

< 根室振興局管内 >

根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町に立地（予定）の場合

北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課商工係

電話：0153-23-6829（直通）、0153-24-0257（内線2414）

F A X：0153-23-6223

< 連絡先 >

「ガイドライン全般」及び「大規模集客施設の設置者による
主体的な地域貢献」に関すること

北海道経済部経営支援局中小企業課商業グループ

電 話：011-204-5341（直通）
011-231-4111（内線26-631）

F A X：011-232-8127

「市町村におけるゾーニングの活用等」に関すること

北海道建設部まちづくり局都市計画課区域・施設グループ

電 話：011-204-5564（直通）
011-231-4111（内線29-820）

F A X：011-232-1147

< ガイドラインに関するホームページへのアクセス方法 >

「大規模集客施設の立地に関するガイドラインのページ」URL

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/shoshin/guideline.htm>

北海道のホームページのトップページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp>)からアクセスする場合

- 1 「分類から探す」の「産業・経済」の「商工業・企業立地・エネルギー」をクリック
- 2 「中小企業課のトップページ(中小企業支援、各種融資などの施策・情報)」をクリック
- 3 「大規模集客施設の立地に関するガイドラインのページ」をクリック

【出店計画書・地域貢献計画書の届出状況をご覧になる場合】

「1 ガイドラインに基づく計画書の届出状況」をクリック

届出のあった計画内容の確認や意見提出様式の入手ができます。

【ガイドラインの本文をご覧になる場合】

「2 「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」の「【本文】」をクリック

【ガイドラインに基づく計画書等の様式を電子ファイルで入手する場合】

「3 「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」に基づく計画書の様式」のうち、入手したい様式の「PDF」(PDFファイル)または「WORD」(ワード形式)をクリック

【出店計画書・地域貢献計画書の届出先をご覧になる場合】

「4 出店計画書・地域貢献計画書の「届出先」をクリック